

坂井市住まい環境整備事業費補助金 利用の手引き

坂井市高齢福祉課

1. 目的

介護を要する高齢者の在宅生活の維持向上を図るため、当該高齢者の居住する住宅の改造に要する費用を助成します。

2. 補助対象者

在宅で生活する要介護高齢者のうち、次のいずれかに該当する方。ただし、対象となる住宅の改造に対して、重度身体障害者住宅改造助成事業その他県の実施する補助を受けた者を除く。

- (1) 要介護認定において要介護3以上と判定された者
 - (2) 要介護1または要介護2と判定され、かつ、次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 車いすを利用する者
 - イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者
 - ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する者
 - エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する者
- ※ (1)、(2) いずれも第2号被保険者を含みます。

3. 補助対象となる改造内容

(1) 補助対象範囲

本事業において、補助金の交付対象となる住宅の範囲は、対象者が居住する住宅とする。ただし、賃貸物件は原則対象外とする。

(2) 補助対象工事の内容

補助金の交付対象となる改造工事の内容は、次の各号に掲げる工事とする。ただし、新築または増築の際に行った工事は対象外とする。

- ① 廊下・トイレ・浴室・居室・玄関・ポーチおよび玄関から一般道路までの住宅周辺部分等の拡幅
- ② 車いす使用等による適切な高さまたは身体状況に適した洗面台・手洗い器・流し台・ガス台・調理台への取替え
- ③ レバー式蛇口等への取替え
- ④ 階段昇降機の設置
- ⑤ 段差解消機の設置
- ⑥ 移動改善のための扉新設
- ⑦ 洋式トイレの移設および移設に伴い必要になる給排水工事
- ⑧ 転倒時等のけが予防等を目的とした壁材等の変更

- ⑨ 電気スイッチ等の高さ等の変更および身体状況に適した電気スイッチ等への取替え
- ⑩ 訪問介護員等の出入りのための勝手口の設置
- ⑪ 寝室内への便器の設置および設置に伴い必要となる給排水工事
- ⑫ 水洗式ポータブルトイレの設置に伴い必要となる給排水工事
- ⑬ 福祉用具（手すり、スロープ、移動用リフトのうち、介護保険法第44条第1項の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与に係る福祉用具の種目」に該当するものをいう。以下同じ。）設置のための壁、床または天井等の補強工事
- ⑭ 福祉用具設置のための設置場所の拡幅および段差の解消等

4. 助成額

上記の改造工事に要した補助対象経費のうち、次の割合を乗じた金額を助成します。ただし、いずれも限度額までとします。

(1) 助成額

- ① 介護保険サービス費の自己負担割合が1割の場合▶補助対象経費の9割
- ② 介護保険サービス費の自己負担割合が2割の場合▶補助対象経費の8割
- ③ 介護保険サービス費の自己負担割合が3割の場合▶補助対象経費の7割

(2) 限度額

- ア 市民税非課税世帯の場合 80万円まで
- イ 市民税課税世帯の場合 60万円まで

(3) 留意事項

- ◆ 同一対象者が同一の住宅において同補助金を複数回に分けて利用する場合、補助金交付額の累計が上記の限度額に達するまで助成します。
- ◆ 同一対象者が転居した場合、転居後の住宅に係る助成額は新たに算出した額となります。

5. 補助金申請から完了までの流れ

(1) まずは高齢福祉課に事前にご相談ください

- ◆ 工事内容が補助対象となるか事前に確認します。図面・見積書・写真・カタログ等を持参してください。

(2) 施工予定箇所の確認

- ◆ 高齢福祉課職員が訪問し、施工予定箇所を現地確認します。ケアマネジャー、施工業者の同席もお願いしています。

(3) 申請書・添付書類の提出

書類確認・現地確認の結果、予定している改造工事が補助対象となることが確認できたら、下記の申請書類を提出してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	補助金等交付申請書（様式第 1 号）	
<input type="checkbox"/>	住まい環境整備支援事業調査票（別紙 1）	
<input type="checkbox"/>	住まい環境整備支援事業意見書（別紙 2）	
<input type="checkbox"/>	見積書	工事費内訳の分かる内容
<input type="checkbox"/>	平面図・施工前写真・商品カタログ	カタログはある場合で結構です
<input type="checkbox"/>	工事経費内訳書（様式第 6 号の 2）	日付抜きで作成してください

※見積書・図面などは補助対象者名を入れて作成してください。

※借家の場合は所有者の同意書も必要です（様式は任意）。

(4) 補助事業の開始

- ◆ 申請書類の提出後、市から補助金等決定通知書を交付します。決定通知書を受領後、補助事業を開始してください。
- ◆ 施工業者との契約は、補助金交付決定後に取り交わして下さい。契約行為も補助事業の一環とみなされます。

(5) 実績報告書の提出

工事完了後、下記ア・イの書類をできるだけ速やかに提出してください。

ア 提出書類（共通）

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	補助事業等実績報告書（様式第 8 号）	
<input type="checkbox"/>	工事経費内訳書	
<input type="checkbox"/>	施工中・施工後の写真	
<input type="checkbox"/>	補助金等交付請求書（様式第 12 号）	日付抜きで作成してください
<input type="checkbox"/>	領収書の写し	
<input type="checkbox"/>	補助金振込先通帳の写し	通帳見開き 1 ページ目

イ 補助金額が 50 万円を超える場合の提出書類（アの書類に加えて必要）

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し	申請者本人と施工業者間の契約書
<input type="checkbox"/>	納品伝票	出来高、数量の確認できるもの
<input type="checkbox"/>	仕様書、カタログ、保証書、取扱説明書	提出できるものがある場合のみ
<input type="checkbox"/>	品質証明書、試験成績書	提出できるものがある場合のみ
<input type="checkbox"/>	産廃契約書、マニフェスト（A・E 票）写	提出できるものがある場合のみ

（6）工事完成検査の実施

実績報告書の提出から 2 週間以内に工事完成検査を実施します。対象者本人またはご家族の方、ケアマネジャー、施工業者立ち合いのもと行いますので、日程調整をお願いします。

ア 補助金額が 50 万円未満の場合

高齢福祉課職員 2 名（課長等、担当者）が伺います。

イ 補助金額が 50 万円以上の場合

アに加えて、工事検査課職員が伺います（計 4 ～ 5 名程度）。

【完成検査予定日記入欄】

日 時	令和 年 月 日 ()	時 分より
-----	--------------	-------

（7）補助金の確定・補助金の振込（補助事業の完了）

- ◆ 工事完成検査後、補助金等確定通知書を郵送し、指定口座に補助金を振り込みます。
※確定通知書郵送時に、振込予定日を併せて通知します。
- ◆ 補助金の確定・支払いをもって、補助事業は終了となります。

6. 留意事項

- ◆ 介護保険の住宅改修に該当する工事は当補助金の補助対象にはなりません。
- ◆ 同じ工事の中に介護保険の住宅改修に該当する内容と当補助金の補助対象となる内容が含まれている場合は、当補助金の対象となる部分に対して助成をします。
- ◆ 当補助金は県の補助制度ですので、予算の範囲内にて助成します。

7. お問い合わせ・連絡先

坂井市高齢福祉課（坂井市坂井町下新庄 1 - 1）

電話：(0776) 50-3040 メール：kourei@city.fukui-sakai.lg.jp